

令和5年（2023年）4月18日

第38回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議

1 日時 令和5年（2023年）4月18日（火） 13:00～13:30

2 場所 全員協議会室

3 案件

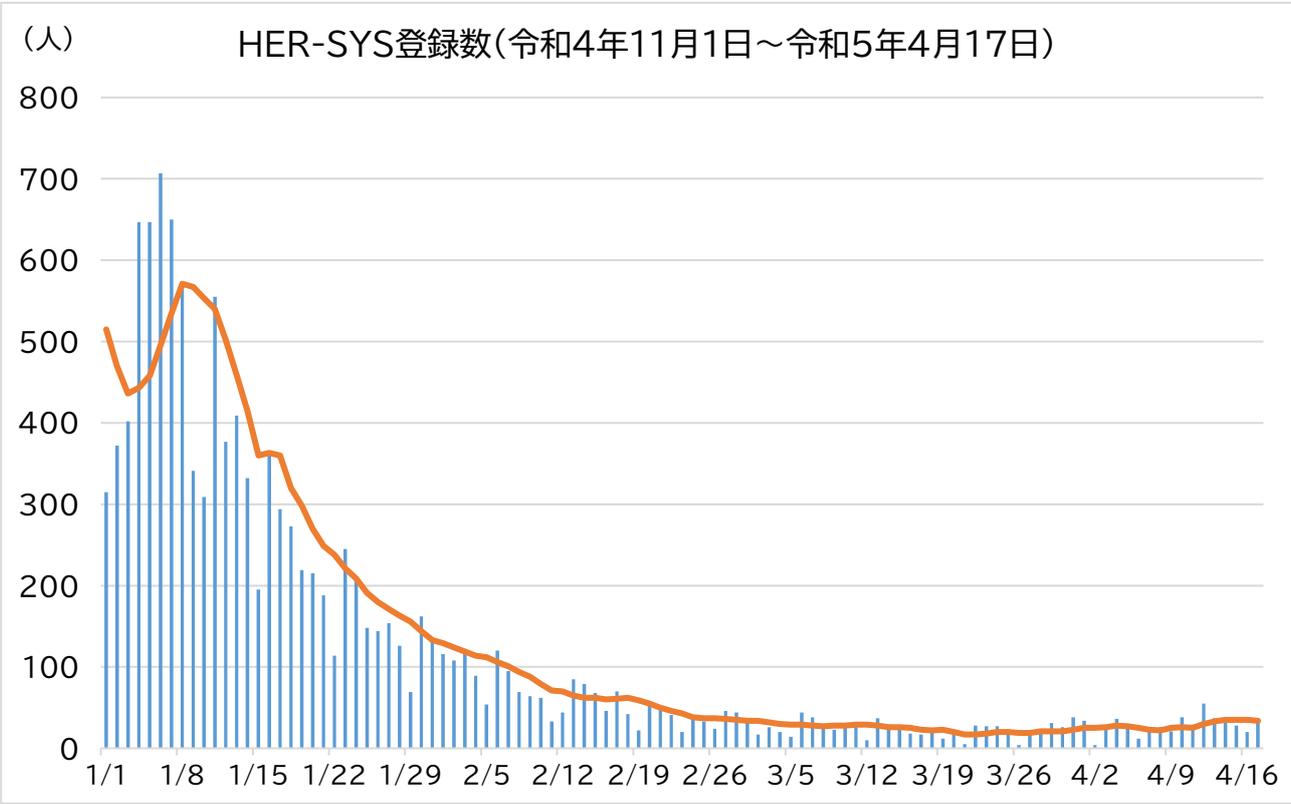
- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況について（報告）
（健康医療部） 別紙1
- (2) 八王子市新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について（報告）
（健康医療部） 別紙2
- (3) 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた市政運営の基本的な考え方」について（付議）
（総合経営部） 別紙3
- (4) 令和5年（2023年）5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について（付議）
（総合経営部・健康医療部） 別紙4
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした市施設のキャンセルに伴う対応について（付議）
（総合経営部） 別紙5
- (6) 後援名義使用の申請時における新型コロナウイルス感染症の対応について（付議）
（総務部・学校教育部） 別紙6
- (7) 新型コロナウイルスに関するゴールデンウィーク期間中の対応について（付議）
（総合経営部） 別紙7
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係る本市の本部体制について（付議）
（生活安全部・健康医療部） 別紙8

令和5年(2023年)4月18日
健康医療部

新型コロナウイルス感染症の状況について

1. 感染状況

1月中旬から3月にかけて、2か月以上にわたり感染者数の減少が続いた。3月下旬以降、感染者数はわずかに増加傾向にあるが、爆発的な増加には至っていない。



○1週間ごとの感染者数の推移

日付	1/2	1/9	1/16	1/23	1/30	2/6	2/13	2/20
感染者数(人)	372	309	361	245	162	120	85	55

日付	2/27	3/6	3/13	3/20	3/27	4/3	4/10	4/17
感染者数(人)	46	44	37	20	21	28	38	34

令和5年(2023年)4月18日
健康医療部

八王子市新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種の状況について

令和5年(2023年)4月17日現在

区分	対象者数 (人)	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	区分	接種者数 (人)
65歳以上	159,207	144,748	90.9	144,245	90.6	141,381	88.8	134,019	84.2	60歳以上	135,882
60~64歳	31,690	29,922	94.4	29,824	94.1	28,251	89.1	23,866	75.3		
50歳代	83,032	76,092	91.6	75,656	91.1	67,923	81.8	46,773	56.3	18歳~59歳	16,440
40歳代	79,592	66,394	83.4	65,758	82.6	53,886	67.7	29,513	37.1		
30歳代	57,647	47,304	82.1	46,564	80.8	34,856	60.5	14,841	25.7		
20歳代	65,890	56,108	85.2	54,719	83.0	37,190	56.4	12,206	18.5		
12~19歳	41,373	27,949	67.6	27,297	66.0	20,151	48.7	8,625	20.8		
5~11歳	30,783	9,120	29.6	8,586	27.9	3,703	12.0	217	0.7		
0~4歳	15,296	915	6.0	729	4.8	414	2.7				
合計 (12歳以上)	518,431	448,517	86.5	444,063	85.7	383,638	74.0	269,843	52.0	合計 (18歳以上)	152,322

オミクロン株対応ワクチン接種者数

年齢区分	接種者数	備考
5歳から11歳	265人	本市では3月27日から実施
12歳から59歳	117,976人	
60歳以上	148,244人	
計	266,485人	

※上記接種状況の3回目・4回目・5回目の接種者数に含んでいます。

2 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年(2023年)3月8日付「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」により示された内容に基づき、下記のと通りの接種を実施します。

(1) 12歳以上の接種対象者と時期

- ① 高齢者(65歳以上)など重症化リスクの高い方等(約18万人)を対象に5～8月にかけて接種を行う
- ② さらに全ての年齢の方を対象に9～12月に接種を行う(約45万人)

(2) 接種対象者ごとの開始時期、回数及び使用するワクチン

接種対象者(初回接種完了者)	対象人数	春開始接種 (5～8月)		秋開始接種 (9～12月)	
		実施方法	使用ワクチン	実施方法	使用ワクチン
65歳以上	約16万人	先行接種 (接種券発送)	オミクロン2価ワクチン	全世代、基礎疾患の有無に関わらず対象	変異株の状況、ワクチンの流通状況により変更
12歳～64歳の基礎疾患のある方及び医療従事者等	約2万人	先行接種 (申請に基づき接種券発送)			
12歳～64歳(基礎疾患なし)	約26万人				
5～11歳の小児	約3万人	現行制度の継続 基礎疾患のある方は先行接種	初回接種:小児用従来株ワクチン 追加接種:小児用オミクロン2価ワクチン		
生後6か月～4歳	約1.5万人	現行制度の継続	初回接種(1～3回):乳幼児用従来株ワクチン		

乳幼児は令和4年度(2022年度)から継続

※2023年度中は全て公費負担による接種

※2024年度以降の接種については、有料化、定期接種の対象者を含めて検討

(3) 接種券等の発送

- ① 5月までに接種対象となる方へは4月27日到着予定で接種券を発送
- ② 12～17歳、60～64歳の春開始接種対象の方向けに、基礎疾患等を届けるための申請についての案内を4月18日到着予定で発送

令和5年(2023年)4月18日
総合経営部「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
市政運営の基本的な考え方」について

本市のコロナ禍における市政運営は、第5回新型コロナウイルス感染症対策本部(法定)会議(令和2年(2020年)5月25日開催)において、3つの基本方針を定めた「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本市における新たな市政運営の基本的な考え方について」を決定し、行ってきた。

令和5年(2023年)5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更され、この位置づけ変更とあわせて、新型コロナウイルス感染症対応が大きく変わる。

このことから、3つの基本方針に基づき行ってきた新型コロナウイルス感染症対応を令和5年(2023年)5月8日から新型コロナウイルス感染症や新たな感染症が発生した際の対応も包含している基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」及び具体的取組を示す「八王子市経営計画」に基づき実施していく。

※オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株の出現などにより、位置づけの変更が延期された場合は、この限りではない。

市政運営の基本的な考え

▶3つの基本方針

1. 新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る
「市民の命と健康を守る」ことを最優先として、医療提供体制の確保などに取り組んだ
2. 一人ひとりの暮らしの安全・安心の確保に向けた、市民生活・地域経済支援
「一人ひとりの暮らしの安全・安心の確保」に向け、生活困窮者や子育て世帯などへのきめ細かい支援、中小事業者等の支援及び消費喚起に繋がる対策に取り組んだ
3. 市民とともに、今の経験を力に変えていくために
市民サービスの質の向上を図るため、デジタル化を加速化するなど「新しい生活様式」の実現に向けた取組を行った



移行

八王子未来デザイン2040

施策番号 06 持続可能な行財政運営

- 3 リスクマネジメントの強化 ■危機管理体制の構築

施策番号 11 心と身体の健康を支える地域保健の推進

- 2 保健衛生の充実 ■感染症拡大防止対策の強化
-
- 4 健康危機管理体制の強化 ■感染症による健康危機管理体制の構築

令和5年(2023年)4月18日
総合経営部
健康医療部

令和5年(2023年)5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応している。

令和5年(2023年)5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、この位置づけの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることから、令和5年(2023年)5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、下記のとおり決定する。

※オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株の出現などにより、位置づけの変更が延期された場合は、この限りではない。

記

1. 現状

- (1) 基本的対処方針において、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施が求められている。
このうち「マスクの着用」については、政府及び東京都の対応に準じ、「マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重することを基本とする」と既に決定し、周知している。
- (2) 業種別ガイドラインについては、内閣官房より「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」が提示されており、各業界においてパーテーションの設置等の対応を行っている。
- (3) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」が示され、5月8日以降の基本的な感染対策については、「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする」とされている。

2. 基本的な感染対策の考え方

- (1) 上記1.(3)の厚生労働省の考え方を踏まえ、5月8日以降の基本的な感染対策については、季節性インフルエンザ等への対応と同様に、「主体的な選択を尊重し、個人や事業者が自主的に判断することを基本」とする。
- (2) 市は、個人や事業者が自主的に判断するうえで参考となる新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供を行う。

判断に資する情報

感染対策	情報
「三つの密」の回避	<p>○流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）</p> <p>※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」</p>
人と人との距離の確保	<p>○イベント開催や集客などにより、多数の人が集まる際には、「人と人とは触れ合わない距離での間隔」の確保</p> <p>○対面での長時間の会話を行う場面などで、顔の正面から 1m以上の距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること</p> <p>※内閣官房「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第7版)」</p>
マスクの着用	<p>○個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合には、マスク着用を推奨</p> <p>※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」</p> <p>○個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はない。</p> <p>○マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。例えば、感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること等</p> <p>※内閣官房「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第7版)」</p>
手洗い等の手指衛生	<p>○新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効</p> <p>※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」</p>
換気	<p>※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」</p>

3. 市役所及び市施設の基本的な感染対策

(1) 基本的な感染対策

専門家の提言(厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の 5 つの基本」)を踏まえ、「手洗い等の手指衛生」及び「換気」等については継続する。

(2) パーテーション

専門家の見解(※)を踏まえ、次のとおり対応する。

ア. エアロゾル感染対策として重要な換気の妨げになるため、執務室内に設置しているパーテーションは撤去する。

イ. 窓口に設置しているパーテーションの撤去・継続については、部ごとに、必要性、社会的合理性、持続可能性(老朽化した場合は各部で対応)等を考慮し、判断する。

また、その理由を明確にしておく。

例:①高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い市民が訪れる窓口であり、重症化リスクの高い方を守る観点から設置を継続する。

②狭い空間で、長時間の会話を行う必要があり、顔の正面から 1m以上の距離が確保できないため設置を継続する。

③同じ部においても、重症化リスクの高い市民が訪れる窓口の課は継続し、主に業者対応窓口の課は撤去する場合もある。

※参考:専門家の見解

第 119 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和 5 年 3 月 23 日)

これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第四報)

～室内での感染対策におけるパーテーションの効果と限界～

【概要】

○パーテーションの効果と限界

- パーテーションが適切に設置された場合には、飛沫感染対策として有効であったと考えられる
- ただし、様々な感染対策が同時に行われてきた中で、どの程度、パーテーション設置が対策に寄与したかを検証し、その効果を評価することは困難である
- 一方で、エアロゾルについては、パーテーションでは十分な遮断はできず、換気の徹底が重要である

○パーテーションについて留意すべきこと

- 飛沫感染対策として、窓口業務のように多くの人と対面で接する場や、不特定多数が密集して飲食する場などにおいて、飛沫を物理的に遮断するための活用はあり得ると考えられる
- 撤去する場合には、地域の流行が高まった場合などの再利用に備えて、当面保管しておくことを考慮するとよい
- パーテーションの有無の関わらず、こまめな換気は、エアロゾル対策として引き続き重要である

令和5年(2023年)4月18日
総 合 経 営 部新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした
市施設のキャンセルに伴う対応について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための要請や協力依頼等の「東京都の措置」が発出された場合は、その期間中に感染拡大防止を理由に市施設の利用をキャンセルした場合、使用料及び利用料金を還付している。また、「東京都の措置」の期間が満了後であっても、利用申請者及び関係者(イベント等の観客は除く)に感染者若しくは濃厚接触者となった者が生じたため、感染拡大防止の観点から利用を取りやめる場合は、還付できる対応としている。

令和5年(2023年)5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行することから、同日をもって当該対応を終了する。

※オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株の出現などにより、位置づけの変更が延期された場合は、この限りではない。

現 在	令和5年(2023年)5月8日以降
(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東京都による緊急事態措置及びまん延防止等重点措置など(以下「東京都の措置」という。)が発出された際は、その期間中において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、市施設の利用をキャンセルした場合、使用料及び利用料金を還付する。	
(2)上記(1)の「東京都の措置」の期間が満了した際は、還付を廃止する。(施設の実情に応じて、猶予期間を設けることができることとする。)	左記の対応を廃止する。
(3)上記(2)の還付の廃止後であっても、利用申請者及び関係者(イベント等の観客は除く)に感染者若しくは濃厚接触者となった者が生じたため、感染拡大防止の観点から利用を取りやめる場合は、還付することができることとする。	

令和5年(2023年)4月18日

総務部
学校教育部

後援名義使用の申請時における新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年(2023年)5月8日から5類感染症に変更されることを受け、下記のとおり後援名義使用申請時の提出書類の一部を廃止する。

記

1 廃止の内容

八王子市及び八王子市教育委員会の後援名義使用の承認に関する事務取扱要領において、申請時の添付書類である「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項※」の記述を削除する。

※三つの密を避けることや定期的な換気など、後援名義使用申請を行うイベント等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が図られているかを確認するための様式

【後援名義使用の承認に関する事務取扱要領】

新	旧
第5 名義使用の申請及び承認手続 1 申請書の受付 (1) 様式1により申請させること。 (2) 次の書類を添付させること。 ア 事業計画書 イ 事業予算書 以下、省略	第5 名義使用の申請及び承認手続 1 申請書の受付 (1) 様式1により申請させること。 (2) 次の書類を添付させること。 ア 事業計画書 イ 事業予算書 ウ <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項</u> 以下、省略

2 施行予定日

令和5年(2023年)5月8日

3 周知方法等

八王子市及び八王子市教育委員会の後援名義使用の承認に関する事務取扱要領の改正を行い、市ホームページの掲載内容を変更する。

令和5年(2023年)4月18日
総 合 経 営 部

新型コロナウイルスに関するゴールデンウィーク期間中の対応について

1. 保健所業務の一部実施

(1) 市民や関係機関からの相談

➤市民の相談窓口

【新型コロナウイルス感染症に関する相談】

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター

電話:0570-550-571(午前9時～午後10時 多言語可)

【感染の疑い、発熱などの症状がある場合】

東京都発熱相談センター

電話:03-5320-4551、4411、4592、03-6258-5780(24時間 多言語可)

➤医師会及び福祉施設との連絡は、通常のホットラインを使用

(2) 陽性者の対応

陽性者の疫学調査、療養調整、健康観察及び保健指導など通常通り実施する。

(3) 管理職の緊急連絡体制

緊急事案が発生した場合に備えて、オンコール体制をとる。

4月29日(土) 保健総務課長

4月30日(日) 保健総務課長

5月3日(水) 健康危機管理担当課長

5月4日(木) 健康危機管理担当課長

5月5日(金) 健康危機管理担当課長

5月6日(土) 生活衛生課長

5月7日(日) 生活衛生課長

2. 生活困窮者にかかる対応

居所がない方や食料に困窮している方への対応として、5月3日(水)は生活自立支援課長が対応する。

(8:30～17:15)

その他の日は、守衛室からの連絡に備え、当番の課長及び主査職によるオンコール体制をとる。

令和 5 年(2023 年)4月18日
生 活 安 全 部
健 康 医 療 部

新型コロナウイルス感染症に係る本市の本部体制について

新型コロナウイルス感染症対策本部(法定)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づき令和 2 年(2020 年)4月7日に設置し、緊急事態宣言解除以降も継続して設置している。

ここで、令和5年(2023年)5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行する予定であるほか、国・東京都では、移行に伴い新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を予定している。

このような状況を踏まえ、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部について下記のとおり決定する。

記

1. 本部体制

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行することをもって、八王子市新型コロナウイルス感染症対策本部(法定)を廃止する。

2. 本部(法定)の廃止予定日

令和5年(2023 年)5 月7日

3. 本部廃止後の対応

外部機関への情報提供については関係所管と引き続き連携していくほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び国・東京都の動向に応じて「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応していく。

4. その他

5 類感染症への移行については、直前に厚生労働省の感染症部会に最終確認のうえ、実施することとなっている。この確認後、書面にて本市対策本部会議を開催し、当該本部を廃止するものとする。